

記者発表資料

平成29年4月27日

農林水産部水産業振興課流通加工班

担当者：市川、貞松（2931）

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う アユの出荷制限指示の一部解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成25年6月27日付で原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流を除く。）のアユ（養殖により生産されたものを除く。）について、平成29年4月27日に下記のとおり出荷制限が一部解除されました。

### 記

#### 1. 出荷制限解除の内容

（1）対象魚種 アユ（養殖により生産されたものを除く。）

（2）対象水域 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流を除く。）のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域（別紙参照）

#### 2. 解除後の出荷管理計画

（1）解除後のアユの検査計画

##### イ. 漁期中

五福谷川、内川、雉子尾川の各地点で原則週1回以上アユの検査を行う。

##### ロ. 漁期前

阿武隈川河口～内川、雉子尾川合流点において、遡上するアユの稚魚を複数回検査する。また、解禁前月に五福谷川、内川、雉子尾川の各地点で原則週1回以上アユの検査を行う。

（2）モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、採取されたアユから基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象水域からのアユの採捕自粛を関係漁協等に求めるとともに、流通された場合には、その回収を指導する。

